

第六次国有林野施業実施計画書

第三次変更計画

(伊那谷森林計画区)

[変更年月]

第一次変更	令和 6 年 3 月
第二次変更	令和 7 年 3 月
第三次変更	令和 8 年 3 月

林野庁中部森林管理局

目 次

I 変更事由	1
・ 治山に関する事項について	
II 変更事項	
4 治山に関する事項	2

伊那谷森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第三次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和8年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

・ 治山に関する事項について

治山事業の保全施設整備の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

4 治山に関する事項

(単位：保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計 画 量
【南信署】 キッカケ沢、東俣川、金沢、瀬戸沢、手良沢、藪沢、東風巻谷、船形沢、みこぶち、大黒沢 【伊那谷総合治山】 黒川中流、北御所川、中御所川下流、日向沢、塩川下流、青木川下流、赤なぎ、本谷、園原、松川（阿智川）、上村	保全施設	溪間工	21 (南信署 10) (伊那谷総合治山 11)
【南信署】 東俣川、瀬戸沢、手良沢、藪沢、東風巻谷、船形沢、菰立沢、みこぶち 【伊那谷総合治山】 黒川中流、北御所川、中御所川下流、日向沢、青木川下流、赤なぎ、本谷、園原、松川（阿智川）、上村	保全施設	山腹工	18 (南信署 8) (伊那谷総合治山 10)
伊那谷森林計画区管内の保安林区域内	保安林の整備	保安林改良	354.43
合 計	保全施設	溪間工	21 (南信署 10) (伊那谷総合治山 11)
		山腹工	18 (南信署 8) (伊那谷総合治山 10)
	保安林の整備	保安林改良	354.43

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。